

「ふじのくに」規制改革会議 本部会議」の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 県及び市町は、「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議 本部会議」の設置及び運営に関する要綱第 7 条の規定に基づき、県及び市町の地方版総合戦略の阻害要因となりうる規制・制度の検証等を行うため、「“ふじのくに”規制改革会議 本部会議」(以下「会議」という。)を、「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議 本部会議」(以下「県民会議本部会議」という。)の分科会として設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方版総合戦略の阻害要因となり得る規制・制度の在り方に関する協議・検証を行うこと。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、常任委員及び専門委員計 20 人以内で組織する。

- 2 常任委員は、優れた識見を有する者のうちから、県民会議本部会議の議長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験等のある者のうちから、県民会議本部会議の議長が任命する。

(議長)

第 4 条 会議に、議長を置く。

- 2 議長は、常任委員の中から県民会議本部会議の議長が選任する。
- 3 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、議長が常任委員に加え、付議された規制改革に係る案件に係る専門委員を招集する。

- 2 会議は公開とし、その傍聴に関して必要な事項は別に定める。
- 3 議長が必要であると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、静岡県政策企画部政策推進局地域計画課が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。